

東京開催好評のため、大阪でも開催決定！

知的財産権と独占禁止法

知的財産権の許諾を行う場合、あるいは許諾を受ける場合など、ライセンス契約を締結する際にどのような条件を設定するのかについて、独占禁止法の規定を考慮する必要があります。また、最近では、知的財産権の侵害訴訟においても独占禁止法違反の抗弁が主張されるケースもあります。

そこで、今回は、協和綜合法律事務所 弁護士 關 健一先生を講師にお迎えし、知的財産権と独占禁止法との関係をテーマに開催いたします。他ではなかなか聞くことのできないテーマです。ぜひご参加ください！

【日時】 2010年5月18日(火) 14:00～16:30 [質疑応答:16:30～(15分程度を予定)] 受付 13:30～

【参加費】 5,000円(税込み)

【開催会場】 ハートンホール日生御堂筋ビル 12F (大阪府大阪市中央区南船場 4-2-4 / TEL:06-6258-1141)
地図 <http://www.hearton.co.jp/hall/nissay/map.php>

【お申込み】 メール:会社名・氏名・ご参加人数・お支払方法をご連絡ください (patra@sun-group.co.jp)。
FAX: 下記にご記入の上、FAXください。

《セミナー内容》

- 独占禁止法の基礎知識 ～独占禁止法とはどのような法律なのか？
- 知的財産制度と独占禁止法の関係 ～両者は対立する関係にあるのか？
- ケーススタディ

《講師》

協和綜合法律事務所 弁護士 關 健一先生

最終学歴 大阪大学基礎工学部合成化学科卒業
神戸大学大学院法学研究科修了

取扱分野または、関心のある分野
知的財産法, 独占禁止法, 企業法務

平成 6年 弁理士試験合格

平成18年 司法試験合格

株式会社パトラ宛 FAX:06-6271-7910

貴社名:	ご住所:〒	
部署:		
役職:	TEL:	FAX:
氏名:	e-mail:	
参加費のお支払い方法のご希望 (チェックしてください)✓	当日現金払い <input type="checkbox"/> お振込み <input type="checkbox"/>	お振込先:みずほ銀行 南船場支店 当座 0134402 (お振込み手数料は、お申込者ご負担でお願いいたします。)

※お振込みの方には、お申込み確認後請求書を送付、当日払いご希望の方には、セミナー当日に領収書をお渡しさせていただきます。

2名様以上でご参加の場合、こちらにもご記入ください。

合計 _____ 名様ご参加

【お問合せ】株式会社パトラ 担当:亀井

TEL:06-6271-2383 / FAX:06-6271-7910 / e-mail:patra@sun-group.co.jp

※ご記入いただいた個人情報は、主催者のみが保管し、本セミナー関連業務、主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。

サン・グループ

藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ